

		1. 就学援助制度の周知方法														
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他	
46	46	28	20	10	29	25	25	45	3	7	7	4	3	36	3	3
熊本県	熊本市	○	○	○	○	○	○	○						○		
熊本県	八代市	○	○		○			○						○		
熊本県	人吉市	○	○		○			○						○		
熊本県	荒尾市	○	○		○			○			○			○		
熊本県	水俣市	○	○		○	○		○			○			○		
熊本県	玉名市	○	○		○			○						○		
熊本県	山鹿市				○			○						○		
熊本県	菊池市	○	○		○	○	○	○						○		
熊本県	宇土市	○	○		○			○						○		
熊本県	上天草市	○	○		○	○	○	○						○		
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○	○			○			○		
熊本県	阿蘇市				○	○	○	○							○	申請期限を設定はしているが、期限後も随時申請を受け付けており、援助の内容(年度当初から援助するか、認定月以降分から援助するか)は都度検討する。
熊本県	天草市	○	○					○			○			○		
熊本県	合志市	○			○	○	○	○						○		
熊本県	蕨町			○		○	○	○						○		
熊本県	玉東町			○	○	○	○	○						○		
熊本県	南関町	○						○						○		
熊本県	長洲町	○	○			○		○						○		
熊本県	和木町				○			○						○		
熊本県	大津町	○		○	○	○	○	○						○		
熊本県	菊陽町	○			○			○						○		
熊本県	南小国町							○						○		
熊本県	小国町	○	○	○	○	○		○						○		
熊本県	産山村	○			○			○						○		
熊本県	高森町		○	○	○	○		○						○		
熊本県	西原村							○			○			○		
熊本県	南阿蘇村							○			○			○		
熊本県	御船町				○	○		○						○		
熊本県	嘉島町							○						○		
熊本県	益城町	○	○	○	○	○	○	○						○		
熊本県	甲佐町	○			○	○	○	○						○		
熊本県	山都町				○	○	○	○						○		
熊本県	水川町	○			○	○	○	○						○		
熊本県	芦北町							○							○	原則アによる受付をしているが、随時相談に応じており、経済状況等の理由により援助が必要である場合は申請を受け付けている。
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○	○						○		
熊本県	錦町				○			○						○		
熊本県	多良木町	○	○					○			○			○		
熊本県	湯前町		○		○	○								○		
熊本県	水上村	○						○			○			○		
熊本県	相良村		○					○							○	申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付けているが、事情により申請があった場合は申請月や認定月以降分から援助
熊本県	五木村							○			○			○		
熊本県	山江村	○						○			○					
熊本県	球磨村				○			○			○					
熊本県	あさぎり町	○	○	○		○	○	○						○		
熊本県	苓北町	○				○	○	○						○		
熊本県	水川町及び八代市中学校組合	○			○	○	○	○						○		

都道府県		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																							
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																							
		<中学校>																							
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)							(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)				(6) エの内容	
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他(2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降		エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など事務業務量が増加するから。	エ. その他(6)				
46	46	31	3	11	1	1	31	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	28	1	4	5	7	2	2	
熊本県	熊本市	○					○											○							
熊本県	八代市	○					○												○						
熊本県	人吉市	○					○												○						
熊本県	荒尾市	○					○												○						
熊本県	水俣市	○					○												○						
熊本県	玉名市	○					○												○						
熊本県	山鹿市	○					○												○						
熊本県	菊池市	○					○												○						
熊本県	宇土市	○					○												○						
熊本県	上天草市	○					○												○						
熊本県	宇城市	○					○												○						
熊本県	阿蘇市	○					○												○						
熊本県	天草市	○					○												○						
熊本県	合志市	○					○												○						
熊本県	蕨町			○															○	○	○				
熊本県	玉東町	○					○												○						
熊本県	南関町				○																				就学援助制度と別に入学前支給と同等の入学祝い金がある。
熊本県	長洲町	○					○												○						
熊本県	和水町	○					○												○						
熊本県	大津町	○					○												○						
熊本県	菊陽町	○					○												○						
熊本県	南小国町	○					○												○						
熊本県	小国町	○					○												○						
熊本県	産山村			○																○	○				
熊本県	高森町		○							○															
熊本県	西原村			○																					
熊本県	南阿蘇村			○																					
熊本県	御船町	○					○												○						
熊本県	嘉島町			○																				○	他の自治体との重複支給を避けるため
熊本県	益城町	○					○												○						
熊本県	甲佐町	○					○												○						
熊本県	山都町		○				○	○																	
熊本県	水川町	○					○												○						
熊本県	芦北町	○					○												○						
熊本県	津奈木町	○					○												○						
熊本県	錦町			○															○	○	○				
熊本県	多良木町	○					○												○						
熊本県	湯前町	○					○												○						
熊本県	水上村			○															○	○					
熊本県	相良村			○																					
熊本県	五木村		○				○																		
熊本県	山江村			○																			○		入学確定後に現年度予算で支給しているため。
熊本県	球磨村			○															○						
熊本県	あさぎり町	○					○												○						
熊本県	苓北町			○															○	○					
熊本県	水川町及び八代市 中学校組合	○					○												○						

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							(4) ソ、タ又は子 を回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																										
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学等で保護者がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍(394万円)、1.5倍(455万円)等)一係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)一係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他										
46	46	11	2	21	0	12	12	30	31	29	27	28	31	18	13	25	25	16	14	19	24	12	7	14	0	3	33	0	3	1					
熊本県	熊本市	○						○	○		○																	1.313							
熊本県	八代市					○																						1							
熊本県	人吉市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	荒尾市		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1							
熊本県	水俣市		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	玉名市					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	山鹿市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	菊池市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	宇土市					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	上天草市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1							
熊本県	宇城市					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	阿蘇市						○																					1.1			特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準の1.1倍				
熊本県	天草市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.2							
熊本県	合志市					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.1							
熊本県	蕨町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	玉東町			○																								1							
熊本県	南関町			○						○																									
熊本県	長洲町			○																								1.4							
熊本県	和水町	○																										1.2							
熊本県	大津町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1							
熊本県	菊陽町					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1							
熊本県	南小国町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1							
熊本県	小国町					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.2							
熊本県	産山村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	高森町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	西原村	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	南阿蘇村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	御船町			○																								1			経済的に困窮していると、教育委員会が認めた				
熊本県	嘉島町			○																								1							
熊本県	益城町	○						○																				1.05			経済的理由により、児童生徒の就学が困難であると認められる者				
熊本県	甲佐町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	山都町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.1							
熊本県	水川町					○																						1							
熊本県	芦北町					○																						1							
熊本県	津奈木町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.3							
熊本県	錦町					○																						1.3							
熊本県	多良木町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.1							
熊本県	湯前町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	水上村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.1							
熊本県	相良村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.1							
熊本県	五木村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	山江村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	球磨村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		
熊本県	あさぎり町	○																										1.3							
熊本県	苓北町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															その他の事情で、経済状態が悪く学校納付金等の支払に困っている(民生委員意見書提出)。要領で定める判断基準の所得基準額以下。			
熊本県	水川町及び八代市 中学校組合					○																						1							

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
46	46	4
熊本県	熊本市	
熊本県	八代市	
熊本県	人吉市	
熊本県	荒尾市	
熊本県	水俣市	
熊本県	玉名市	
熊本県	山鹿市	新入学児童生徒学用品費の入学前支給については、準要保護児童生徒は、令和元年度以前から実施しているが、要保護児童生徒については、支給していない。(生活保護費で対応。)
熊本県	菊池市	
熊本県	宇土市	
熊本県	上天草市	
熊本県	宇城市	
熊本県	阿蘇市	
熊本県	天草市	
熊本県	合志市	
熊本県	蕨町	
熊本県	玉東町	
熊本県	南関町	
熊本県	長洲町	
熊本県	和水町	
熊本県	大津町	
熊本県	菊陽町	
熊本県	南小国町	
熊本県	小国町	
熊本県	産山村	
熊本県	高森町	昨年度の新型コロナウイルス感染症対策のための休校期間中に、町内全学校で実施したオンライン授業に必要な家庭でのインターネット通信費用について、光回線の工事費と準要保護家庭の通信費については準要保護の要綱を改正し支援対象とした。
熊本県	西原村	
熊本県	南阿蘇村	
熊本県	御船町	
熊本県	嘉島町	
熊本県	益城町	
熊本県	甲佐町	
熊本県	山都町	
熊本県	水川町	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた申請期限の延長や選及認定を行った。
熊本県	芦北町	
熊本県	津奈木町	
熊本県	錦町	
熊本県	多良木町	
熊本県	湯前町	
熊本県	水上村	
熊本県	相良村	
熊本県	五木村	
熊本県	山江村	
熊本県	球磨村	
熊本県	あさぎり町	
熊本県	苓北町	
熊本県	水川町及び八代市 中学校組合	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた申請期限の延長や選及認定を行った。